

在宅人工呼吸器使用患者支援事業の御案内

在宅で人工呼吸器を使用している指定難病や特定疾患の患者様に対して、診療報酬を超える訪問看護費用を県が負担します。

●対象者

以下のすべてを満たす方が対象です。

1. 静岡県(静岡市及び浜松市を除く※)に住所を有する方。
2. 指定難病の患者または特定疾患治療研究事業対象疾患の患者で、指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方。
3. 医師が訪問看護を必要と認める方。

※静岡市、浜松市にお住まいの方は、それぞれお住まいの市に申請を行うこととなります。詳細は各市ホームページ等で御確認ください。

●給付内容

医療保険の対象とならない1日につき4回目以降の訪問看護に対して、県から訪問看護ステーション等に費用を支払います。

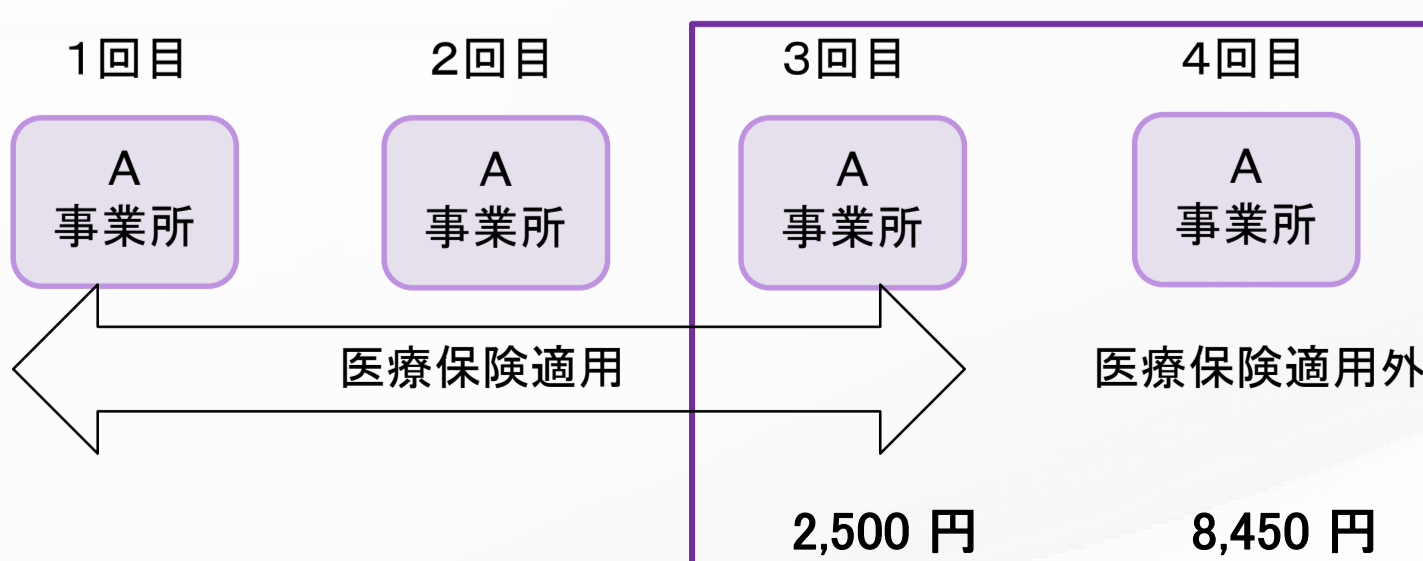
1人あたり、年260回まで(原則週5回まで)利用可能です。

区分	費用の額
医師による訪問看護指示料	1月1回に限り 3,000円
訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問看護費用	1回につき 8,450円
訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用	1回につき 7,950円
その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問看護費用	1回につき 5,550円
その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護費用	1回につき 5,050円

特例措置として、医療保険で1日3回の訪問看護を同一の訪問看護ステーションが行う場合、3回目の訪問看護に対して次の費用を支払います。

区分	費用の額
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問看護費用	1回につき 2,500円
准看護師による訪問看護費用	1回につき 2,000円

【具体例】訪問看護ステーションの保健師、看護師等が訪問看護を実施するケース



●申請手続

以下の書類をお住まいの地域を管轄する保健所へ御提出ください。

- ・在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書(様式第1号)
- ・主治医が作成した訪問看護指示書の写し
- ・訪問看護ステーション等が作成した訪問看護計画書
- ・特定医療費(指定難病)受給者証(写し)または特定疾患医療費受給者証(写し)(※)

※特定医療費(指定難病)受給者証及び特定疾患医療費受給者証を所持していない場合は、臨床調査個人票を御提出ください。

●詳しくは静岡県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/nanbyo/1066508.html>

●お問合せ先

所属	所在地	電話番号
静岡県健康福祉部 医療局疾病対策課	静岡市葵区追手町9-6 (県庁西館3階)	054-221-3393

保健所	所在地	電話番号	管轄地区
賀茂健康福祉センター (賀茂保健所)	〒 415-0016 下田市中531-1 (下田総合庁舎4階)	0558-24-2052	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
熱海健康福祉センター (熱海保健所)	〒 413-0016 熱海市水口町13-15 (熱海総合庁舎1階)	0557-82-9251	熱海市、伊東市
東部健康福祉センター (東部保健所)	〒 410-8543 沼津市高島本町1-3 (東部総合庁舎2階)	055-920-2109	沼津市 三島市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 函南町 清水町 長泉町
御殿場健康福祉センター (御殿場保健所)	〒 412-0039 御殿場市竈1113 (静岡県御殿場合同庁舎1階)	0550-82-1224	御殿場市 小山町
富士健康福祉センター (富士保健所)	〒 416-0906 富士市本市場441-1 (富士総合庁舎1階)	0545-65-2659	富士宮市 富士市
中部健康福祉センター (中部保健所)	〒 426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 (藤枝総合庁舎3階)	054-644-9273	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 吉田町 川根本町
西部健康福祉センター (西部保健所)	〒 438-8622 磐田市見付3599-4 (中遠総合庁舎西館2階)	0538-37-2550	磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 森町